

# 介護保険事業の現状と第4期計画

介護保険制度は10年目を迎え、3年ごとの事業計画も今年度から第4期となりました。今月号では、第3期計画の実績から本市の介護保険事業の現状と、第4期計画の利用者や給付額の見込み等の概略をお知らせします。

## 第3期計画の実績

### 被保険者等の状況

第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は減少していますが、そのうち75歳以上は増加しています。また、要支援・要介護の認定を受ける人は横ばい傾向でした。

### 介護サービス利用等の状況

介護サービス利用については、施設系サービスの利用者が毎年1割程度増加するとともに、介護給付費についても毎年5〜8%増加しています。

なお、給付費は増加傾向にあります。給付費計画額に対しては10〜15%少ない実績となっています。

### 保険料等の状況

各年度の保険料の徴収実績は

下表のとおりですが、必要額の方が少なかつたため、剰余金が生じています。

この剰余金は「介護給付費準備基金」に積み立てており、各年度の保険料不足額へ充当します。

## 第4期計画の概略

今後は、要支援・要介護認定者、サービス利用者の増加が見込まれます。特に高齢者世帯での家族介護が増えるなどにより、施設系サービスの利用がさらに増加すると推測されます。

第3期の状況を基に施設サービス利用者数を推計し、第4期計画には、特別養護老人ホーム100床増、小規模特別養護老人ホーム58床(2カ所)、グループホーム36人定員増(2カ所新設)、小規模多機能型居宅介護施設をグループホームに併設など、必要な施設数を盛り込みました。

在宅系・施設系サービスの各利用者、給付費額の推計は下表のとおりです。

■問い合わせ 保険課介護保険係 (☎0299)

## ●介護保険事業計画 第3期の実績および第4期の推計

		第3期〔実績〕		第4期〔推計〕		
		19年度(2年目)	20年度(3年目)	21年度(1年目)	22年度(2年目)	23年度(3年目)
被保険者等の状況	第1号被保険者(65歳以上)	12,790人	12,690人	12,525人	12,389人	12,250人
	うち後期高齢者(75歳以上)	7,547人	7,639人	7,638人	7,681人	7,723人
	要支援・要介護認定者	2,828人	2,765人	2,922人	2,964人	3,015人
介護サービス利用等の状況	利用者数(※1)					
	在宅系サービス	16,280人	15,300人	16,044人	15,564人	15,312人
	施設系サービス	7,000人	7,630人	7,752人	9,696人	10,860人
	介護給付費総額(※2)	30億 697万円	31億9,175万円	34億5,778万円	39億4,351万円	42億5,821万円
	在宅系サービス	13億3,165万円	13億5,625万円	15億6,920万円	16億1,773万円	17億 721万円
	施設系サービス	16億7,072万円	18億3,550万円	18億8,858万円	23億2,578万円	25億5,100万円
	地域支援事業費(高齢者保健福祉事業)	8,143万円	1億1,513万円	1億 313万円	1億1,778万円	1億2,722万円
保険料等の状況	保険料					
	徴収額(※3)	5億1,518万円	5億1,104万円	5億 900万円	5億 410万円	4億9,850万円
	前年度剰余金繰越額	7,574万円	2,611万円	2,123万円	0	0
	準備基金等					
	積立額(※4)	9,417万円	4,133万円	156万円	146万円	96万円
	取崩額(※5)	—	—	3,361万円	1億3,974万円	1億9,672万円
	年度末残高	3億5,530万円	3億9,664万円	3億6,459万円	2億2,631万円	3,055万円

(※1)年間延べ人数 (※2)審査支払手数料を含む (※3)保険料標準負担額は、第3期:43,200円(第4段階)、第4期:44,200円(第5段階)  
(※4)第4期は利子積立のみ (※5)臨時特例基金を含む

## 子どもたちの安心で 安全な生活のために

### 子どもに対して、 例えばこんなことはありませんか？

- 栄養を考えずインスタント食品ばかり与えるなど、規則正しく適量の食事を与えていない
  - 着ている衣服が、成長や季節・気候に合っていない
  - 風呂に入っていない、何日も同じ服装など、体や服装、住居が不衛生な状況にある
  - ほめたり叱ったりするとき、兄弟の間で大きな差がある
  - 虫歯を放置するなど、必要な医療を受けさせない
- ※虐待（疑い）のある事例に出会った場合には、まず“子どもの安全”を最優先に考えましょう。

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。その内容も複雑化し、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

児童虐待やネグレクト（育児放棄）は、子どもに対する重大な“権利侵害”です。しかし、育児の悩みを

相談できる人がいない、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートしてしまふなど、虐待はどの家庭にも起こり得ることでもあります。

子どもたちが、これからの社会の一員として健全に育つていくためには、地域や学校、保護者、行政の連携が欠かせません。

本市においても、民生委員や保健師、児童相談所、警察、保健所、市役所関係各課等が連携し、虐待やネグレクトの防止、課題を抱えた子どもたちの支援に取り組んでいるところです。

11月は、児童虐待防止推進月間です。子どもたちの安心で安全な生活のため、皆様のご協力をお願いします。

なお、子どもに関する悩みや相談は、子ども課に遠慮なくご連絡ください。

■問い合わせ 子ども課  
子ども支援係 (TEL) 02288

### 次世代育成支援行動計画

## 策定委員会委員を募集

少子高齢化、核家族化、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村行動計画の策定が義務付けられました。

これにより、市は平成17年3月、「たかはし子ども未来ゆめプラン（高梁市次世代育成支援行動計画）」の前期計画（17～21年度）を策定しました。

この前期計画の見直しを行い、後期計画（22～26年度）を策定するため、次のおり策定委員会の委員を募集します。

▽委員会の概要：市が選任した児童福祉関係団体代表、学識経験者等の委員とともに、計画についての意見・提言をいただきます。会議は今年度3回程度開催し、出席の報酬・旅費を支給します。任期は計

画策定事務の終了までです。

▽募集人員：2人程度

▽応募資格：市内在住の18歳以上の人（高校生を除く）で、現在子育て中もしくは子育ての経験がある人、または計画に関心がある人

▽応募方法：応募用紙に必要事項を記入の上、子ども課へ郵送、または子ども課、各地域局、各地域市民センターに提出してください。市ホームページからも応募できます。

※応募用紙は各提出先にあります。

▽募集期間：11月6日（金）まで

▽委員の決定：応募者多数の場合は選考により決定。結果は11月末までに全員にお知らせします。

■問い合わせ・応募先 〒716-8501（住所不要）  
高梁市役所子ども課子ども支援係 (TEL) 02288